

令和●年●月●日

保護者 各位

大府市教育委員会  
大府市立●●学校長

学習用情報機器等に利用に関するお願いについて（御案内）

日頃は、大府市の教育行政及び本校の学校運営に御理解、御協力いただき、厚く御礼も申し上げます。

さて、本市では、文部科学省が示す「GIGA スクール構想」により、小学校4年生以上の児童生徒1人1台にタブレット端末を整備し、校内で利用している ICT 機器を家庭でも利用することで、ICT を活用した教育を推進しております。

つきましては、お子様に貸与するタブレット端末の利用に係る注意事項を御確認いただき、下記のとおり同意書の御提出をお願いします。お手数をおかけいたしますが、御協力いただきますよう、よろしくをお願いします。

#### 記

- 1 提出物 別紙「学習用情報機器等の利用に係る同意書」
- 2 提出期限 令和●年●月●日（●）
- 3 提出方法 ●●に御提出ください。
- 4 その他
  - ①タブレット端末を家庭で利用する場合は、無線通信環境が必要となります。  
必ず御家庭で無線通信環境が利用可能であるか、あらかじめ御確認ください
  - ②タブレット端末には、故障に対する保証を設定しております。家庭での利用中に故障した場合は、必ず担任へ連絡し、無断で修理をしないでください。
  - ③タブレット端末の故障は、保証により修理をいたしますので、保護者負担は原則発生しません。ただし、盗難、紛失、故意又は重過失による破損等の場合は、費用を負担していただくことがありますので、御注意ください。

担 当 大府市立●●学校 ●●  
連絡先 \*\*\*\*-\*\*-\*\*\*\*

令和●●年●●月●●日

大府市教育委員会 殿  
大府市立●●学校長 殿

### 学習用情報機器等の貸与に係る同意書

私は、大府市が保有する学習用情報機器（タブレット端末等）の貸与に当たり、大府市から提示された以下の注意事項を遵守し、内容について同意します。

**↓確認しましたら☑（チェック）をしてください。**

- 貸与された機器を家庭で使用する際は、保管管理等を適切に行います。
- 貸与された機器の保証対象外となる盗難、紛失、故意又は重過失による破損等を生じさせた時は、その生じた損害に関する金銭その他による賠償の責任を負います。
- 貸与された機器の使用方法は、可能な限り自らで操作方法を理解し利用します。
- 貸与された機器に不必要な設定変更を加えません。
- 貸与された機器は、いかなる場合においても他者に利用させません。
- 貸与された機器は、学習活動以外に利用しません。
- 貸与期間満了後に、速やかに大府市教育委員会へ機器を返却します。
- 大府市外への転出等により、大府市立の学校に通学しなくなった場合は、直ちに貸与された機器を返却します。
- セキュリティ管理のため、貸与された機器を使用したインターネットのアクセス記録等を大府市教育委員会が取得し、生徒指導上の必要が発生した場合には調査することに同意します。
- その他大府市教育委員会から指示ある時は、その指示に従います。

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

使用者氏名 \_\_\_\_\_

使用者学級 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 組

住 所 〒 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_